

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青梅入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市大字小谷田三丁目一〇七 番二地先から同市扇町屋五丁目三 九四番三地先まで		区 間
九・〇五 一・二・〇一	六・二五 六・七四	敷地の幅員 (メートル)
二〇七・九一		延 長 (メートル)
		備 考